

議案第85号

北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

## 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約(昭和41年兵庫県指令地第5017号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、障害種別にかかわらず多様な障害のある子どもを対象に、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う地域における障害児支援の中核的役割を担うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、「児童発達支援センター」が、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、多様な障害のある子どもに対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることとされたことから、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園において規約の一部変更が必要となったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。